

令和 7 年度

事業計画書

—第 5 期—

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

社会福祉法人 絆敬会

令和7年度 社会福祉法人絆敬会事業計画

1. 法人基本理念

「絆を深め、地域とともに未来を育む」

2. 法人基本方針

私たちは、一人ひとりの子どもが健やかに成長し、笑顔あふれる未来を築くために、子ども・保護者・地域の皆様との深い絆を大切にします。

地域に根ざした保育と教育を通じて、誰もが安心して暮らせる社会づくりに貢献し、共に支え合う温かいコミュニティを実現します。

3. 令和7年度事業計画策定にあたり

近年、少子高齢化、人口減少、地域社会の脆弱化など、社会構造の変化が加速し、地域、家庭、職場といった人々の生活領域における支え合いの基盤が一層弱まっています。また、地域の福祉ニーズが複合的かつ多様化する中、福祉を取り巻く環境はより複雑で急速な変化を見せています。

同様に、子どもを取り巻く環境においても、養育基盤の脆弱化、児童虐待、子どもの貧困などの課題が依然として顕在化しており、家庭全体に対する包括的な支援がますます重要になっています。

国では、令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。

こうした中、当園は令和4年の開園以来、公私連携のもと、甲賀市の保育・教育目標である『乳幼児期における「早寝・早起き・朝ごはん・挨拶・読書・運動」などの基本的な生活習慣を身に付け、豊かな心と健やかな体や人とのかかわる力を培い、夢と生きる力を育てる。』を基本とした教育・保育を行ってきました。

令和7年度を迎え、これまでの実績を基に、時代のニーズを的確に捉えた地域密着型の保育・教育を提供するとともに、地域の子育て支援拠点としての役割をさらに強化してまいります。

また、社会福祉法人として、地域における公益的な取り組みへの期待が一層高まっていることを踏まえ、「地域と連携した子ども・子育て家庭のための保護者支援」と「地域貢献」を重点的に推進していきます。保護者の皆様や地域社会の期待に応える運営を通じて、すべての子どもたちとその家庭が安心して暮らせる環境を創出し、未来に向けて持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

4. 法人運営について

社会福祉法人として、経営組織等の強化に向けて法人運営を行います。

(1) 経営組織のガバナンス※の強化

(2) 財務規律の強化と事業運営の透明性の向上

※社会福祉法人における「ガバナンス」とは、「情報を共有し対話を通じて意思決定する仕組み」であり、「知るべき人に知るべき情報を知らせる仕組み」ともいえる。裏返せば、一部の情報が伝えられない(知らせたくない情報が隠された)ために十分な対話がなされず(理事、監事、評議員に共有されず、会議でも検討されず)、結果として合理的な意思決定を欠いている状況にあることが「ガバナンスの欠如」と言える。「ガバナンスの欠如」は利害関係者の不信感を生み、法人経営にあたって悪影響となる。

5. 理事会・評議員会等の開催

○理事会

- ・通常理事会（3ヶ月を超える間隔で3回開催）
- ・必要に応じて臨時理事会を開催

○評議員会

- ・定時評議員会（6月下旬）
- ・臨時評議員会（必要の都度）

6. 役員による定例会議の開催

理事・監事による役員協議会を原則毎月開催し、法人経営全般についての協議・検討を行います。

7. 第三者委員会の開催

年1回以上、第三者委員会を開催し、本会の社会的信頼性の向上につなげていくために委員の方より助言を受けます。

8. 研修会の受講

各団体や協議会主催による各種研修会を積極的に受講します。

9. 地域連携事業

(1) 「地域福祉の推進」

- ・福祉に対する理解の促進や地域とのつながりの構築
- ・子育ての情報発信基地としての保育施設開放
- ・地域子育て支援拠点事業・子育てサロン
- ・地域のあらゆる世代の交流の場として開放

(2) 「公益的取り組みの推進」

- ・障がい者や若年者への雇用の場の確保・提供
- ・甲賀市学習支援事業「学んでいコウカ」の実施

(3) 「行政等との連携・協力の促進」

- ・甲賀市からの各種要請に対する柔軟な対応

(4) 法人連携事業

- ・「KOKA Synergy Link」

市内で活動する社会福祉法人や福祉関連団体が、高齢者、障がい者、児童など、分野の枠を超えて連携し、共通テーマである「共に生きる」の実現を目指します。

地域課題や福祉課題を共有し合い、それに対応する取り組みを行うことで、法人として地域社会への貢献を果たしていきます。

10. 人財確保への対応

一億総活躍社会の実現に向けて、働く者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる職場を実現し、魅力ある職場づくりと人財確保に努めます。

- ・若年層、子育て世代、高齢者など、多様な人財が協力し合い、各々の仕事との生活のバランスを大切にしながら働ける職場環境を目指します。
- ・長時間労働の改善および有給休暇の取得促進をさらに進め、仕事と生活が両立する環境を整えます。
- ・雇用形態に関わらない公正な待遇の確保により、モチベーションアップと労働生産性向上を目指します。
- ・夏休みや冬休みなどの長期休暇中に、子どもの預け先がなく出勤が難しくなる職員に配慮し、安心して働ける環境を整えるため、子連れ出勤を実施します。これにより、仕事と家庭の両立を図ることができ、安心して業務に取り組めるよう支援します。

11. 収支の適正な配分

人件費率は65%を目安にします。

12. 情報開示

SNS、ホームページ、パンフレット等を利用してこのつす園運営の透明化を図り、地域の方々と連携して運営できる社会福祉法人を目指します。

令和7年度 ここのっす園 保育事業計画

1. 保育理念

「子どもたち一人ひとりのいのちがいきいきとかがやくために」

- 一人ひとりを大切にする保育
- 思いやりのこころを育む保育
- 主体性を育む保育
- 感動と共感のある保育
- ともに学びあう保育

2. 保育方針

- 子どもが心地よくすごせる環境づくりに努めます。
- 基本的生活習慣を身に付け、集団の中で一人ひとりの個性を育みます。
- 一人ひとりの子どもを大切に職員の共通理解のもと、保育を行います。
- 地域と連携し、生きる力を育みます。
- 保護者の思いを受け止め、子育て支援を行います。

3. 保育目標

○基本的生活習慣を身につけ、豊かな心と健やかな体や人と関わる力を培い、夢と生きる力を育てます。

こどもが輝く

この園で

のびのびと明るく、保護者や地域と

つながり

すまいるあふれる ここのっす園

4. 施設運営の適正化

(1) 事業に対する利用状況と定数の確保

定員：246名（1号認定15名、2号認定165名、3号認定66名）

利用児状況（1月末時点園児数）

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
1号認定					3人	3人	6人	12人
2・3号 認定	標準間	11人	26人	21人	41人	25人	45人	169人
	短時間	1人	3人	7人	16人	5人	8人	40人
合 計		12人	29人	28人	60人	33人	59人	221人

園児の獲得のため、日々の保育の様子をSNSで配信するとともに、毎月実施している未就園児の保護者への子育てサロンの周知や園見学の企画、園で発行する機関紙を子育て施設やまちづくり協議会に配布、主任児童委員、民生委員児童委員への周知、園舎開放などの取組みを実施します。

(2) 保育時間の現状維持

1号認定 : 8時30分～13時30分

(預かり保育7時30分～8時30分 13時30分～19時00分)

2・3号認定: 標準時間: 7時30分～18時30分

(延長保育18時30分～19時00分)

短時間 : 8時30分～16時30分 (延長保育 7時30分～
8時30分、16時30分～19時00分)

(3) 職員配置

職及びクラスの担当職員数

園長(1) 副園長(1) 主任(1) 副主任(1)、アドバイザー(1)

0歳児めだか組 (5)

1歳児ひよこ1組 (3)

1歳児ひよこ2組 (3)

2歳児あひる1組 (3)

2歳児あひる2組 (4)

3歳児いちご組 (2)

3歳児もも組 (2)

3歳児みかん組 (2)

4歳児にじ組 (4)

4歳児たいよう組 (4)

5歳児そら組 (2)

フリー保育士(6)、看護師(2)、用務(1)

事務(3)、保育補助(2)

現状と将来推計を踏まえ、職員数の調整、確保を行っていきます。

5. 園児の教育・保育目標及び内容

○以上児保育(3, 4, 5歳児)

(教育・保育目標)

遊びを通して様々な経験のもと豊かな感性や表現力、規範意識力を培い、生きる力を身につけます。

(教育・保育内容)

・基本的な生活習慣の形成を育むために発達に応じた生活環境の工夫を取り入れま

す。

- ・玩具の配置や遊び道具、教育材料の工夫を行います。
- ・豊かな心と健やかな体の育成を育むためには、心と体を十分に動かした活動や地域の自然を生かした体験活動、食育の推進などを重点的に行います。特に体を動かすために、戸外遊びの時間を前日より5分でもおおく取り入ることや、遊具の種類を増やし、跳ぶ、跳ねる、掴む、握る、登る、バランスを保つなどの要素を多く入れた遊具の導入を行います。
- ・地域の自然と触れるために、園外散歩の実施を行います。
- ・健康は、からだ作りで食べることから始まると考えられるため、栽培から調理まで体験できる食育活動を行います。
- ・人とのかかわる力の育成を育むため、挨拶を行う習慣を身につける教育を行います。
- ・絵本の読み聞かせ教室を実施することで、読書の習慣化につなげ、さらには、道徳性の芽生えや自己肯定感の育成につなげる教育を行います。

○未満児保育（0，1，2歳児）

（教育・保育目標）

- ・個々の生命維持を保障し、信頼できる保育士と関わるなかで、情緒の安定を図り、安心して過ごせるようにします。
- ・生活リズムを整え、基本的な生活習慣を身につけます。

（教育・保育内容）

- ・日々において食事、排せつ、睡眠、遊びの時間を保育者と一緒に過ごすなかで、生活リズムを整え、基本的な生活習慣の基盤づくりをします。
- ・育児担当保育を推進し、保育士との安定した信頼関係のもと、人と関わる力の基礎となる愛着関係を育てます。さらに個々の発達状態に合わせた適切な援助を行い、自主性、主体性が身につく環境づくりをします。
- ・身の回りのものに関心を持ち、感じることを表現する力を培う為、年齢や発達に合った遊びが楽しめるように活動や玩具、保育室の環境を整え、成長を促します。
- ・天気の良い日には、戸外での活動を取り入れ、十分に体を動かして体づくりを推進します。

○特別な配慮を必要とする園児への保育

環境の整備（バギーや歩行器の使用、座位の安定する椅子の使用、食器、玩具など工夫）が必要です。保護者にも寄り添い、発達過程での困りごとの相談を受け、必要に応じて専門機関との連携を図ります。

○延長保育

保育認定を受けた児童については、申請に応じて実施します。

○地域連携

- ・子育てサロンの実施やあらゆる世代と地域の交流の場を深める。
- ・まちづくり協議会や高齢者施設、障がい者施設との交流
- ・地域の小学校、中学校、高等学校との交流

○園児の食育に関して

- ・すべての入園児に給食を提供し、食育の充実を図ります。
- ・園内調理を基本とし、安心・安全な給食の提供と一人ひとりの成長に応じたきめ細やかな配慮に努め、アレルギーのある園児への給食の提供や離乳食の提供にも適切に対応します。
- ・月1回の給食会議において業務委託業者と、栄養管理、アレルギー対応、給食内容の検討を行う。

○園児の健康管理について

- ・園児の個々の特性を理解、把握し適時に適切な保育を提供します。
- ・保護者からの情報、園での情報のやり取りを綿密に行い日々の保育、療育に役立てていきます。
- ・流行している感染症、健康面について保健だよりをコドモンで通知していきます。
- ・感染症発症時には迅速に対応し、拡大の防止と早期の終息に努めます。

(連携医療機関)

園医	田代クリニック	田代圭太郎医師
園歯科医	みね歯科クリニック	峰香代子歯科医師
薬剤師	クオール薬局	渡邊真樹薬剤師

- ・対象職員が定期健康診断等を受け、自己の健康状態を的確に把握することで健康管理を徹底します。

○園児への危機管理

・人的危機管理

日ごろと違う行動をとる、体に傷があるなど園児の観察を日常的に行い、児童虐待、ネグレクト等が疑われる事象がある場合は、組織的に対応し、状況の整理とともに必要な関係機関と連携し対応します。

・物理的危機管理

安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検し、安全性の確保や機能の保持などに努め、定期点検を実施します。園児が日常的に利用する散歩経路や公園等についても、異常や危険性がないか、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなどその情報を全職員で共有し、園児の安全を確保します。

・外部からの不審者に対する対応

防犯カメラの設置

登降園時は、受け入れ、引き渡しを確実にを行います。

6. 職員の資質向上

○諸会議の開催

- ・ 保育環境プロジェクト、地域貢献プロジェクト、情報発信プロジェクトにより法人としての在り方や園の保育内容等を検討します。
- ・ リスクマネジメント担当者会議、その他会議を開催し、園児の療育、園の運営に関する対策を推進します。

○人材育成

- ・ 職員の資質向上のため、市・県の実施する研修に積極的に参加し、さらに園内研修も充実します。
- ・ 国、県、市が進める「技能、経験に応じた保育士等の処遇改善」への対応も実施していきます。
- ・ 法人連携により、他法人職員との相互学習を実施します。

7. 地域社会・保護者との連携

- ・ 各種園行事を通じて、地域住民や保護者との交流を深めるとともに、ボランティアや関連団体と連携し、地域社会とのつながりを広げるよう努めます。
- ・ 保護者とは、コドモンを活用した連絡や日々の情報交換を通じて、円滑なコミュニケーションを図り、保育の質の向上に努めます。
- ・ 園に対する要望や意見を積極的に受け止め、適切な対応について検討します。

8. 環境の整備

子どもたちが四季や自然を感じながら、全身を使い夢中になって遊べる園庭環境を整えるため、園庭整備を行います。

○整備テーマ 「ヒトトキ」

自然とともに過ごす。

それはたくさんの冒険を経験し、たくさんの「はじめて」に出会うこと。

子どもたちは出会いのなかで成長し、豊かな感性を育みます。

「自然に近い環境」 ＋ 「はじめての体験」

自然と触れ合う環境を通じて、子どもたちのこころとからだを育む体験空間を提供します。

○エリアの整備

「ぼうけんエリア」 幼児を対象としたエリア

多くの遊具と大きな築山で、ダイナミックな遊びを楽しむことができます。

「くつろぎエリア」 子どもも大人ものびのびとくつろげるエリア

園舎前のテラスに人工芝を敷設し、タイルの照り返しを防ぐことでより過ごしやすい環境を作ります。

「すくすくエリア」乳幼児を対象としたエリア

遊具は医療ケア児も遊ぶことができるレジリエンス遊具を設置し、多様な個性をもつ子どもたちが一緒に遊べる場を作ります。

○参加型整備

「みんなで作ろう！ラクガキハウス収納庫」「現場見学会」「築山造成体験」を行い、園庭を一緒に作る楽しさも体験します。

9. 災害時の整備

- ・甲賀市による自治体 BCP に基づいた園の業務継続計画の策定
- ・防災マニュアルの見直し
- ・月 1 回避難訓練や年 1 回引き渡し訓練を実施
- ・安全対策・防災対策の徹底
- ・リスクマネジメントの徹底
- ・備蓄品の確保